

⑭ 椒床瀬村（柿床瀬村）〔狭沼郷、須谷領、天保  
はじかみとこせ はじかみとこせ〕

上知出石新料、三椒地区】

椒中村と同じ

⑮ 椒銅山村（柿銅山村）〔狭沼郷、須谷領、  
はじかみあかねやま はじかみあかねやま〕

天保上知出石新料、三椒地区】

椒中村と同じ

⑯ 頃垣村（比垣村）〔太多郷、天保上知出石新料、  
ころがき ころがき〕

清滙地区】

文禄四年（一五九五） 出石城主小出領

元禄九年（一六九六） 生野代官支配

元禄十一年（一六九八） 出石藩主松平領

宝永三年（一七〇六） 出石藩主仙石領

天保七年（一八三六） 久美浜代官支配

（此の間後考にまつ）

明治元年（一八六八） 久美浜県編入

⑰ 堀垣村（比垣村）〔太多郷、天保上知出石新料、清滙地区〕

文禄四年（一五九五） 出石城主小出領

元禄九年（一六九六） 生野代官支配

元禄十一年（一六九八） 出石藩主松平領

宝永三年（一七〇六） 出石藩主仙石領

天保七年（一八三六） 久美浜代官支配

（此の間後考にまつ）

明治元年（一八六八） 久美浜県編入

⑱ 田村（太田村）〔太多郷、須谷領、天保上知

清滙地区】

文禄四年（一五九五） 出石城主小出領

元禄九年（一六九六） 生野代官支配

元禄十一年（一六九八） 出石藩主松平領

宝永三年（一七〇六） 出石藩主仙石領

天保七年（一八三六） 久美浜代官支配

（此の間後考にまつ）

明治元年（一八六八） 久美浜県編入

⑲ 山宮村〔太多郷、天保上知出石新料、清滙地区〕

文禄四年（一五九五） 出石城主小出領

（此の間後考にまつ）

文禄四年（一五九五）	出石城主小出領	天保七年（一八三六）	久美浜代官支配
慶長九年（一六〇四）	和泉陶器城主小出大隅 （此の間後考にまつ）	明治元年（一八六八）	久美浜県編入
元禄九年（一六九六）	守領（須谷奉行所）	⑤万場村（馬庭村）〔太多郷、須谷領、天保上知	出石新料、西氣地区〕
元禄十一年（一六九八）	生野代官支配	出石新料、清滝地区	出石藩主仙石領
宝永三年（一七〇六）	出石藩主松平領	元禄四年（一五九五）	出石城主小出領
天保七年（一八三六）	久美浜代官支配	慶長九年（一六〇四）	和泉陶器城主小出大隅 （此の間後考にまつ）
（此の間後考にまつ）		守領（須谷奉行所）	久美浜県編入
明治元年（一八六八）	久美浜県編入	明治元年（一八六八）	久美浜代官支配
④名色村（梨木村）〔太多郷、須谷領、天保上知	出石新料、清滝地区〕	元禄九年（一六九六）	出石藩主仙石領
出石新料、清滝地区〕	出石城主小出領	元禄十一年（一六九八）	出石藩主松平領
文禄四年（一五九五）	和泉陶器城主小出大隅 （此の間後考にまつ）	宝永三年（一七〇六）	久美浜代官支配
慶長九年（一六〇四）	守領（須谷奉行所）	天保七年（一八三六）	久美浜代官支配
元禄九年（一六九六）	生野代官支配	（此の間後考にまつ）	
元禄十一年（一六九八）	出石藩主松平領	明治元年（一八六八）	久美浜県編入
宝永三年（一七〇六）	出石藩主仙石領 料、西氣地区〕	⑤栗栖野村（塚本村）〔太多郷、天保上知出石新	
（此の間後考にまつ）		料、西氣地区〕	
天正七年（一五七九）	羽柴美濃守領		

文禄四年（一五九五）	出石城主小出領	明治元年（一八六八）	久美浜県編入
元禄九年（一六九六）	生野代官支配	⑤3 山田村〔太多郷、須谷領、天保上知出石新料、 西氣地区〕	
元禄十一年（一六九八）	出石藩主松平領	文禄四年（一五九五）	出石城主小出領
宝永三年（一七〇六）	出石藩主仙石領	慶長九年（一六〇四）	和泉陶器城主小出大隅 守領（須谷奉行所）
天保七年（一八三六）	久美浜代官支配	元禄九年（一六九六）	生野代官支配
（此の間後考にまつ）	（此の間後考にまつ）	元禄十一年（一六九八）	出石藩主松平領
文禄元年（一八六八）	久美浜県編入	宝永三年（一七〇六）	出石藩主仙石領
⑤2 東河内村〔太多郷、須谷領、天保上知出石新料、 西氣地区〕	出石城主小出領	天保七年（一八三六）	久美浜代官支配
文禄四年（一五九五）	出石城主小出領	明治元年（一八六八）	久美浜県編入
慶長九年（一六〇四）	和泉陶器城主小出大隅 守領（須谷奉行所）	（此の間後考にまつ）	
元禄九年（一六九六）	生野代官支配	元禄九年（一六九六）	生野代官支配
元禄十一年（一六九八）	出石藩主松平領	元禄十一年（一六九八）	出石藩主松平領
宝永三年（一七〇六）	出石藩主仙石領	宝永三年（一七〇六）	出石藩主仙石領
天保七年（一八三六）	久美浜代官支配	天保七年（一八三六）	久美浜代官支配
（此の間後考にまつ）	（此の間後考にまつ）	（此の間後考にまつ）	
文禄四年（一五九五）	出石城主小出領	（此の間後考にまつ）	
慶長九年（一六〇四）	和泉陶器城主小出大隅 守領（須谷奉行所）	（此の間後考にまつ）	

元禄九年（一六九六）	生野代官支配
元禄十一年（一六九八）	出石藩主松平領
宝永三年（一七〇六）	出石藩主仙石領
天保七年（一八三六）	久美浜代官支配
（此の間後考にまつ）	
明治元年（一八六八）	久美浜県編入
文禄四年（一五九五）	出石城主小出領
元禄十年（一六九七）	出石藩主松平領
宝永三年（一七〇六）	出石藩主仙石領
天保七年（一八三六）	生野代官支配
嘉永五年（一八五三）	久美浜代官支配
明治元年（一八六八）	久美浜県編入
文禄四年（一五九五）	出石城主小出領
慶長九年（一六〇四）	和泉陶器城主小出大隅 守領（須谷奉行所）
元禄九年（一六九六）	生野代官支配
元禄十一年（一六九八）	出石藩主松平領
宝永三年（一七〇六）	出石藩主仙石領
天保七年（一八三六）	久美浜代官支配
（此の間後考にまつ）	
明治元年（一八六八）	久美浜県編入
（此の間後考にまつ）	
明治元年（一八六八）	久美浜県編入
地区、廢村	
⑤6 海老原村〔郷名不詳、天保上知出石新料、三方 西氣地区〕	
⑤7 夏栗村〔高田郷、天保上知出石新料、日高地区〕	
文禄四年（一五九五）	出石城主小出領
元禄十年（一六九七）	出石藩主松平領
宝永三年（一七〇六）	出石藩主仙石領
天保七年（一八三六）	久美浜代官支配
（此の間後考にまつ）	
明治元年（一八六八）	久美浜県編入
⑤8 大岡寺村〔狭沼郷、天保上知出石新料、八代地 区〕	

文禄四年（一五九五）	出石城主小出領	寛文六年（一六六六）	旗本小出縫殿領（山本
元禄十年（一六九七）	出石藩主松平領	明治元年（一八六八）	陣屋、助四郎の祖
宝永三年（一七〇六）	出石藩主仙石領	⑥①清冷寺村〔賀陽郷、天保上知出石新料、中筋地	久美浜県編入
天保七年（一八三六）	久美浜代官支配	区〕	
（此の間後考にまつ）		文禄四年（一五九五）	出石城主小出領
明治元年（一八六八）	久美浜県編入	元禄十年（一六九七）	出石藩主松平領
⑤②東芝村〔芝村東〕〔氣多郷、天保上知出石新料、		宝永三年（一七〇六）	出石藩主仙石領
国府地区〕		天保七年（一八三六）	生野代官支配
文禄四年（一五九五）	出石城主小出領	明治元年（一八六八）	久美浜県編入
元禄十年（一六九七）	出石藩主松平領	⑥②八社宮村〔賀陽郷、天保上知出石新料、中筋地	
宝永三年（一七〇六）	出石藩主仙石領	（此の間後考にまつ）	
天保七年（一八三六）	生野代官支配	明治元年（一八六八）	
（此の間後考にまつ）		⑥③伏村〔賀陽郷、天保上知出石新料、中筋地区〕	
明治元年（一八六八）	久美浜県編入	清冷寺村に同じ	
⑥④西芝村〔芝村西〕〔氣多郷、旗本山本小出領、		⑥④加陽村〔賀陽村〕〔賀陽郷、天保上知出石新料、	
国府地区〕		天保七年（一八三六）	
文禄四年（一五九五）	出石城主小出領		

中筋地区〔〕

清冷寺村に同じ

⑯ 土淵村〔賀陽郷、天保上知出石新料、中筋地区〕

清冷寺村に同じ

⑯ 引野村〔賀陽郷、天保上知出石新料、中筋地区〕

清冷寺村に同じ

⑯ 中郷村〔中江〕〔日置郷、天保上知出石新料、中筋地区〕

中筋地区〔〕

清冷寺村に同じ

⑯ 松岡村〔気多郷、天保上知出石新料、国府地区〕

文禄四年（一五九五） 出石城主小出領

元禄十年（一六九七） 出石藩主松平領

宝永三年（一七〇六） 出石藩主仙石領

天保七年（一八三六） 生野代官支配

嘉永五年（一八五二） 久美浜代官支配

安政五年（一八五八） 生野代官支配

明治元年（一八六八） 久美浜県編入

⑯ 土居村〔気多郷、天保上知出石新料、国府地区〕

文禄四年（一五九五） 出石城主小出領

元禄十年（一六九七） 出石藩主松平領

宝永七年（一七〇六） 出石藩主仙石領

天保七年（一八三六） 生野代官支配

（此の間後考にまつ）

明治元年（一八六八） 久美浜県編入

⑯ 府市場村〔国府市場村〕〔気多郷、天保上知出

石新料、国府地区〕

文禄四年（一五九五） 出石城主小出領

元禄十年（一六九七） 出石藩主松平領

宝永三年（一七〇六） 出石藩主仙石領

天保七年（一八三六） 生野代官支配

（此の間後考にまつ）

明治元年（一八六八） 久美浜県編入

⑯ 池上村〔気多郷、天保上知出石新料、国府地区〕

文禄四年（一五九五） 出石城主小出領

元禄十年（一六九七）	出石藩主松平領
宝永三年（一七〇六）	出石藩主仙石領
天保七年（一八三六）	生野代官支配
（此の間後考にまつ）	
明治元年（一八六八）	久美浜県編入
②野々庄村〔氣多郷、天保上知出石新料、国府地区〕	出石藩主仙石領 生野代官支配
区】	
文禄四年（一五九五）	出石城主小出領
元禄十年（一六九七）	出石藩主松平領
宝永三年（一七〇六）	出石藩主仙石領
天保七年（一八三六）	生野代官支配
（此の間後考にまつ）	
明治元年（一八六八）	久美浜県編入
③府中新村〔新村、手辺村〕〔氣多郷、天保上知出石新料、国府地区〕	出石藩主小出領
文禄四年（一五九五）	出石城主小出領
元禄十年（一六九七）	出石藩主松平領
宝永三年（一七〇六）	出石藩主仙石領
天保七年（一八三六）	生野代官支配
（此の間後考にまつ）	
明治元年（一八六八）	久美浜県編入
⑤上石村〔氣多郷又は狭沼郷、天保上知出石新料、国府地区〕	出石藩主仙石領
文禄四年（一五九五）	出石城主小出領
元禄十年（一六九七）	出石藩主松平領
宝永三年（一七〇六）	出石藩主仙石領
天保七年（一八三六）	生野代官支配
文禄四年（一五九五）	出石城主小出領
元禄十年（一六九七）	出石藩主松平領

(此の間後考にまつ)

明治元年（一八六八） 久美浜県編入

⑥多田谷村〔日置郷、天保上知石新料、日高地区〕

文禄四年（一五九五） 出石城主小出領

元禄十年（一六九七） 出石藩主松平領

宝永三年（一七〇六） 出石藩主仙石領

天保七年（一八三六） 生野代官支配

(此の間後考にまつ)

明治元年（一八六八） 久美浜県編入

⑦日置村〔日置郷、天保上知出石新料、日高地区〕

文禄四年（一五九五） 出石城主小出領

元禄十年（一六九七） 出石藩主松平領

宝永三年（一七〇六） 出石藩主仙石領

天保七年（一八三六） 生野代官支配

(此の間後考にまつ)

明治元年（一八六八） 久美浜県編入

⑧江原村〔高生郷、出石領、日高地区〕

天正十三年（一五八五）

天正年間

町場となる  
前野但馬守長康領

文禄四年（一五九五）

元禄十年（一六九七）

宝永三年（一七〇六）

明治二年（一八六九）

明治四年（一八七二）

出石藩知事管轄

⑨宵田村〔高生郷、出石領、日高地区〕

天正六年（一五七八）

天正年間

文禄四年（一五九五）

元禄十年（一六九七）

宝永三年（一七〇六）

天保七年（一八三六）

(此の間後考にまつ)

明治元年（一八六八） 久美浜県編入

に編入

⑧⑨岩中村〔高生郷、天保上知出石新料、日高地区〕

文禄四年（一五九五） 出石城主小出領

元禄十年（一六九七）

宝永三年（一七〇六）

天保七年（一八三六）

天保七年（一八三六）

（此の間後考にまつ）

明治元年（一八六八）

久美浜県編入

⑩地下村〔高生郷、天保上知出石新料、日高地区〕

文禄四年（一五九五）

元禄十年（一六九七）

宝永三年（一七〇六）

天保七年（一八三六）

（此の間後考にまつ）

明治元年（一八六八）

久美浜県編入

⑪道場村〔伊原村〕〔樂前郷、天保上知出石新料、

日高地区〕

文禄四年（一五九五）

出石城主小出領

元禄十年（一六九七）

宝永三年（一七〇六）

天保七年（一八三六）

天保七年（一八三六）

（此の間後考にまつ）

明治元年（一八六八）

久美浜県編入

文禄四年（一五九五）

延宝元年（一六七三）

文禄四年（一五九五）

宝永三年（一七〇六）

天保七年（一八三六）

（此の間後考にまつ）

明治元年（一八六八）

久美浜県編入

文禄四年（一五九五）

元禄十年（一六九七）

宝永三年（一七〇六）

明治二年（一八六九）

明治四年（一八七二）

出石藩主松平領

出石藩主松平領

出石藩主仙石領

生野代官支配

生野代官支配

（此の間後考にまつ）

明治元年（一八六八）

久美浜県編入

旗本小出領（山本小出

家）

出石城主小出領

出石藩主仙石領

出石藩主松平領

出石藩主松平領

出石藩主松平領

出石藩主松平領

出石藩主松平領

出石藩主松平領

出石藩主松平領

出石藩主松平領

出石県、ついで豊岡県

に編入

⑧石立村〔高田郷、出石領、日高地区〕

文禄四年（一五九五）

出石城主小出領

元禄十年（一六九七）

出石藩主松平領

宝永三年（一七〇六）

出石藩主仙石領

明治二年（一八六九）

出石藩知事管轄

明治四年（一八七二）

出石県、ついで豊岡県

に編入

⑨国分寺村〔高田郷、出石領、日高地区〕

文禄四年（一五九五）

出石城主小出領

元禄十年（一六九七）

出石藩主松平領

宝永三年（一七〇六）

出石藩主仙石領

明治二年（一八六九）

出石藩知事管轄

明治四年（一八七二）

出石県、ついで豊岡県

に編入

⑩水上村〔高田郷、旗本山本小出領、日高地区〕

文禄四年（一五九五）

出石城主小出領

寛文六年（一六六六）

小出縫殿英勝領（山本

小出家）

明治元年（一八六八）

久美浜県編入

⑪山本村〔氣多郷、旗本山本小出領、日高地区〕

文禄四年（一五九五）

出石城主小出領

寛文六年（一六六六）

小出縫殿英勝領（山本

小出家）

明治元年（一八六八）

久美浜県編入

⑫浅倉村〔養父郡浅間郷、天保上知出石新料、宿

南村地区〕

文禄四年（一五九五）

出石城主小出領

元禄十年（一六九七）

出石藩主松平領

宝永三年（一七〇六）

出石藩主仙石領

明治二年（一八六九）

出石藩知事管轄

明治四年（一八七二）

出石県、ついで豊岡県

に編入

⑬南村地区

文禄四年（一五九五） 出石城主小出領  
元禄十年（一六九七） 出石藩主松平領  
宝永三年（一七〇六） 出石藩主仙石領

天保七年（一八三六） 生野代官支配  
明治元年（一八六八） 久美浜県編入

### 第三節 近世村落の行政

#### 近世村落のはじまり

近世の幕藩体制下における下部機構として近世村落が形成された。近世の村落は中世の郷村とは構造の異った地域的住民集団として歴史的に生まれたものである。その歴史的な形成過程はいろいろな面からの研究テーマとしてとりあげられているがここではわが気多郡内に残る資料を中心にして、その範囲内で村の機構を考察してみよう。

幕末に書かれたと思われる「江原村古記由來書」と題する記録（田口文書）によれば、宵田村が町場ときたのが天正六年（一五七八）であり、江原村が東西南北の境界を限つて町場ときまつたのが天正十三年（一五八五）である。そして羽柴美濃守が但馬国主となつた時期以来御年貢御上納のことがはじまつている。江原は、荒地を開発したので、江原新町とよばれたが、村の石高が確定するのは文禄以降のことである。文禄四年（一五九五）の前野長康の御判物は、小西孫左衛門、日置村の北右衛門の両名宛になつており、この時期には江原村にはまだ庄屋が置かれておらず、寛文頃（一六六〇年代）より山田屋三郎兵衛が代々庄屋に任命されたという。

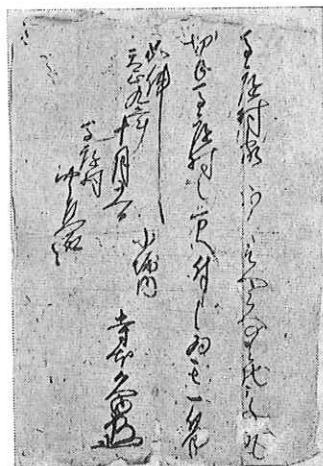


写真120 天正9年 小堀内 寺本久内免状（田中三郎文書）

近世の村落のはじまりは、検地によつて石高がきめられ、村切りが行われることによるのであるが、氣多郡内でその年次が正確に確定できる村はほとんどない。（検地については、次章で後述することとする。）万場村と山田村の間の管轄区域について、領主よりの分割がなされたことを示す次のような文書が残つてゐる。

「馬庭村家之おく、そへこへのミ地（道）、ミ年（ね）

取切手（て）、馬庭村の方へ付申候。為<sup>レ</sup>其一筆如<sup>レ</sup>件。

天正九年（一五八一）十月十一日

小堀内 寺本久内 花押

馬庭村 助左衛門殿

〔万場、田中三郎文書〕

これは近世村落に関する最も古い文書に属する。

また浅倉村においては、天正年間に荒地の開発が行われ、新田が出来てゐるが、前野但馬守長泰より、その場合には戸役（煙役）免除の特典が与えられた。しかしこの開発のために、近郷近在よりそれまで役儀を有した頭株の百姓が移住してくることは堅く厳禁され、これと組（党）を作つていらない者だけが、開発に出

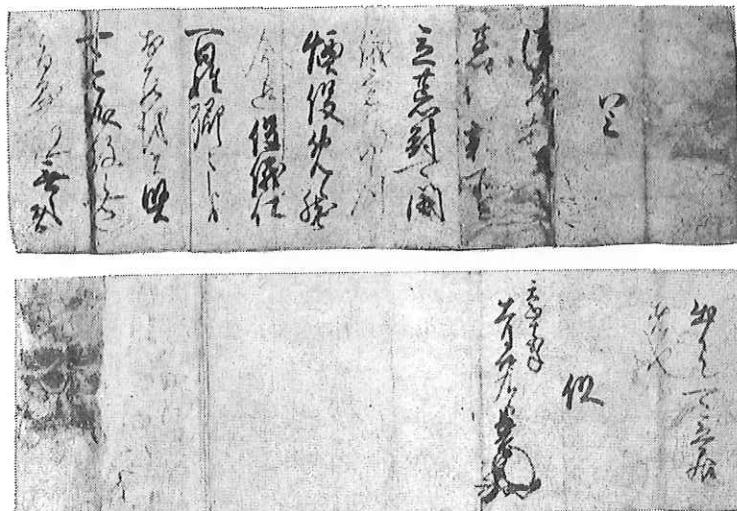


写真121 天正15年 前野長泰判物（田尻郁雄文書）

て来てその開発した場所に居住定着してもよいことと  
されている。そのことを示す次の文書がある。

浅倉村、前野但馬守長泰御判物、天正十五年（一五  
八七）、〔浅倉、田尻郁雄文書〕

「 以上

浅蔵村在荒地新所令立、荒□可開儀、意得申候。  
則、煙役免候。然共、今迄役儀仕百姓、郷々より於  
罷越者、堅可<sup>レ</sup>令<sup>ニ</sup>成敗候。右之旨懸組無<sup>レ</sup>之者出候  
ハバ、可<sup>ニ</sup>立居者也。

天正十五年 但

十一月廿九日

長泰 花押

□とのへ」

田茂組

椒村の元禄十一年（一六九八）の資料によると、「椒  
下村、中村、床瀬村三ヶ村共、村之始り知不<sup>レ</sup>申候。  
下村、中村二ヶ村之高分り候時分ハ何年以前ニ而御座  
候や不<sup>レ</sup>奉<sup>ニ</sup>存知<sup>ニ</sup>候。椒銅山村ハ八十一年以前午の年  
(元和四年、一六一八) 村始り候。四十年以前亥年(万

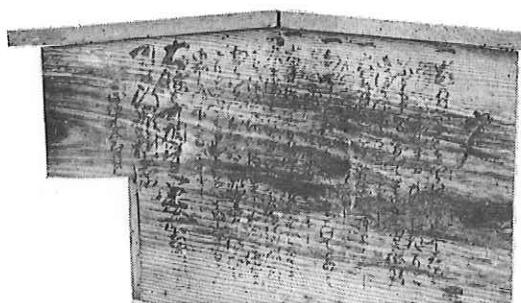


写真122 正徳2年 羽尻村高札（中島新作蔵）

治二年、一六五九）ニ下村、中村両村より高にわり庄屋仰付候。式拾年以前未年（延宝七年、一六七九）ニ  
床瀬村ニ庄屋被<sup>ニ</sup>仰付候。廿年以前迄は床瀬村ニハ庄屋無<sup>ニ</sup>御座<sup>ニ</sup>候。中村、下村両村之庄屋仕候。四十年以  
前（万治二年、一六五九）に銅山村ニ御制札初而立申候。廿一年以前午ノ年（延宝六年、一六七八）ニ下  
村、中村、床瀬村ニ、三ヶ村共御制札初而立申候」、（御国絵図御用ニ付道法書上帳、富森一雄文書、より）  
という記述がある。同村の元禄九年（一六九六）の村明細帳には「椒中庄村屋谷右衛門、是は百年余代々庄  
屋役目相勤申候由」「椒下庄村屋五郎左衛門、是は百年余代々庄屋役目相勤申候由」。（庄屋年寄酒屋鍛治医者牢人遊民之類改帳、富森一雄文書よ  
り）とある。

これによれば、椒村の内、中村下村は村のはじまりが古い村落である  
が、庄屋は文禄年間頃には任命されている。床瀬村も同じようにはじまり  
は古い村であるが、庄屋は置かれずに中村下村の庄屋が兼ねていて延宝七  
年（一六七九）から庄屋が独立して任命された。銅山村は元和四年（一六  
一八）に村が始まり、万治二年（一六五九）から下村、中村両村から高に  
割り庄屋が任命されたという。しかしこれは、中村両村とも村高がきめられ  
たはじまりの年は分らない（従ってはじめて検地があつた時期が分らない  
）といふ。村々に御制札がはじめて立てられた時期は、銅山村が万治二  
年（一六五九）、下村、中村、床瀬村は延宝六年（一六七八）である。

この例でみれば、庄屋、年寄、百姓代という村方三役の村役人が任命されはじめた時期は、村によつて異り、一律一様ではなく、又、村によつては、はじめは独自の村役人がなく他村の庄屋の兼任であつた場合があることが知られる。しかし、早いものは文禄年間には村の機構が出来上りつつあつた。そして高札場が設けられる時期は大分あとになつてからであつた。

庄屋は一村の長であり、他の村役人とともに村を代表したが、関西の庄屋は通常世襲であつたとされる。右の例で明らかなように、銅山村は元和四年（一六一八）に村がはじまつたという。

分知による分村 右のほかに、村のはじまりが知られる例として分知による分村の例がある。

小河江村は、宝永七年（一七一〇）に河江村から分村した。これはそれまでの荒川陣屋領主の杉原平左衛門正直から弟の杉原源七郎が分知を受けたためにあらたに独立した村である。その際は、分知の田畠目録を書きあげた分知帳が作成されており、分知村にその帳面を渡し、帳面記載高に基づいて新領主に年貢を納むべきことを命じている。

「但馬国氣多郡小河江村分知帳

（分知田畠目録省略）

此度河江村高之内、三拾石六斗九升、杉原源七郎様江御分知ニ付、我等共兩人并河江村小河江村惣百姓立会、先年之新檢御帳面ニ而割出シ、右之通田畠共ニ四拾五石九斗弐升三合、其外新田山手米迄三拾石六斗九升之高ニ割付、小河江村御分知ニ相定、別帳一冊小河江村へ相渡畢。然ル上ハ向後此帳面を以、杉原源七郎

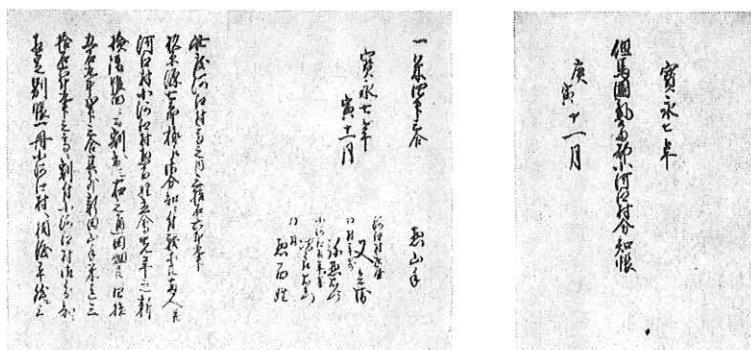


写真123 宝永7年 小河江村分知帳(河江区文書)

様江御年貢納所可致者也。仍如レ件。

宝永七（一七一〇）庚寅十一月

杉原平左衛門内 小中三郎右衛門(印)

同 高柳數右衛門(印)

但馬國氣多郡河江村莊屋 又兵衛殿

小河江村年寄 次郎右衛門殿

河江村年寄 弥惣右衛門殿

小河江村 憲百姓

〔河江区文書〕

### 村々の組合

このようないくつも、更に領主を同じくする所領のグループの中で数カ村ないし数十カ村で連合して組合を作り、あるいは月番が定められ、あるいは大庄屋が任命されるなどして、一種の広域行政組織が作られることとなつた。

次に、庄屋月番の運営規定と、毎月定期訴訟日を定めた、生野代官所支配下の旧小出大隅守領村々組合の元禄九年（一六九六）の資料があるので、全文をのせておく。

旧小出大隅守領上知生野代官所領通達書 元禄九年（一六九六）

「庄屋月番御用勤方之事」

一、組合村々内、出入并訴訟事、其外入組□敷儀ニテ、月番之庄屋、年寄ニ、其村之庄屋、年寄差添、可訴來。且又、村並之御用申渡候儀、或ハ帳面式、普請所注進事、惣而組合村、庄屋、年寄之相談ニ而、埒明申儀ハ、月番之庄屋、年寄計申来べし。右之通、御用向、可<sub>ニ</sub>相勤<sub>ニ</sub>。并、隨<sub>ニ</sub>其時<sub>ニ</sub>、可<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>了簡者也。

元禄九年（一六九六）子ノ十月

生野御奉行所 何郡何村庄屋、年寄

〔竹野町、富森一雄文書〕

旧小出大隅守領上知生野代官所領村々毎月訴訟日の覚書 元禄九年（一六九六）

「組合村々覚」

一、太多村・桙村・東河内村・水口村・万劫村・山田村・万場村・名色村

八ヶ村

秋山七郎左衛門様（生野代官）

御家老 水谷武左衛門 殿

惣運上衆 吉村茂兵衛 殿

御手代 長沼彦右衛門 殿

同断 片岡孫右衛門 殿

毎月御訴詔日

同断	米山佐五左衛門殿
同断	西村三郎右衛門殿
同断	中嶋佐次右衛門殿
御勘定	黒田市兵衛 殿
地方株衆	早崎平兵衛 殿
同断	堀口弥次兵衛 殿
同断	木村善兵衛 殿
同断	川添久右衛門 殿
同断	瀬川平八 殿
御藏衆	黒田与五右衛門殿
同断	今村新右衛門殿
同断	早田半助 殿
同断	木島藤兵衛 殿
同断	相模与五兵衛 殿
大門御役	茂助 殿
内ノ御門役	以上

四日、九日、十二日、十八日、廿一日、廿五日、

六才日」

〔竹野町、富森一雄文書〕

大庄屋の制度は氣多郡においては、出石藩領と生野、久美浜領とをとわす幕末まで続いた制度であった。

大庄屋の支配している単位は村々組合であり、地域の通称を使用して西の下組・上氣多組・下氣多組・府中組とか、あるいは大庄屋所在村名をとつて堀組、上石組とかいろいろに呼ばれている。

旗本杉原領にあつては、大庄屋という名称の制度はおかになかったが、頭取年番庄屋というものを設けている。即ち、宝暦五年（一七五五）に荒川陣屋が引払われているが、それまでは代官支配であったのが、それ以後は所領七カ村を五カ村と二カ村の二グループに分け、それぞれ一人づつの頭取年番庄屋を毎年選び、この二人に従来の代官の役目を負わせ、江戸表からの指図に従わせた。この時の通達によれば、安良川村御陣屋を引き払い、「七カ村庄屋支配」とするとのべている。

時代が下つて文政九年（一八二六）になると、右杉原領の中の猪爪・谷・小河江三カ村に大庄屋が任命されようとしたことがあり、この時は谷村名主太郎兵衛が数年来御用銀調達等に格別精勤を勵んだので大庄屋に任命されようとしたのであったが、三カ村の惣百姓がこの新法に猛反対するというひと幕があつた。

次にこれら旗本杉原領関係の村落行政についての資料をまとめて紹介しておくこととする。

旗本杉原領荒川陣屋引払の件、通達（宝暦五年、一七五五）

「被仰渡」之覚



写真124 宝暦5年 荒川陣屋引払之件通達  
(吉谷勉文書)

一、今度、就御兼約（僕約）、安良川村御陣屋引払被仰付候。依レ之、向後諸事不<sub>レ</sub>依<sub>ニ</sub>何事、両御知行所（八代杉原四郎兵衛、荒川杉原七十郎）七ヶ村庄屋支配被仰付候事。

一、右七ヶ村庄屋支配被仰付候上は、諸事申合、両知行所御政道ヲ相守、惣百姓最員偏頗無<sub>レ</sub>之様、取計相納可<sub>レ</sub>申候事。

一、七ヶ村庄屋申合、年番ヲ立、五ヶ村之内壱人、二ヶ村之内壱人、右兩人壱兩人壱ヶ年切、頭取相勤可<sub>レ</sub>申候。

然上八年番ニ相当候村方庄屋、病身力又ハ相障り候儀有<sub>レ</sub>之候ハバ、七人之庄屋申合、助合相勤可<sub>レ</sub>申候事。

一、頭取年番之庄屋共、諸事唯今迄茂左衛門（門間）取捌候通ニ相心得、不<sub>レ</sub>依<sub>ニ</sub>何事、取扱可<sub>レ</sub>申候。万一年番兩人之庄屋不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>了簡<sub>ニ</sub>儀も有<sub>レ</sub>之候節

ハ、七ヶ村之庄屋打寄相談之上、其上不<sub>ニ</sub>相濟<sub>ニ</sub>儀ハ江戸表相窺可<sub>レ</sub>申候事。  
尤買人手形ヲ取、江戸表差上可<sub>レ</sub>申候事。

一、年番之庄屋共方より、諸御物成代銀之儀は不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申、諸御用之儀文通可<sub>レ</sub>仕候。尤、茂左衛門致來候之通、京都岐阜屋七兵衛方迄差出可<sub>レ</sub>申候事。

一、只今迄御陣屋有<sub>レ</sub>之候諸書物並御道具等は、年番庄屋共方江預置可<sub>レ</sub>申候事。

右之通、從<sup>ニ</sup>両殿様<sup>一</sup>被<sup>ニ</sup>仰付<sup>一</sup>候間、隨分大切相勤可<sup>レ</sup>申候。以上

亥（宝曆五年、一七五五）三月廿七日

杉原四郎兵衛内（八代杉原）

中沢宗右衛門<sup>印</sup>

杉原七十郎内（荒川陣屋）

笠原忠藏<sup>印</sup>

同内

近藤喜藤治<sup>印</sup>

安良川村庄屋 助左衛門殿

篠垣村庄屋 清八殿

田之口村庄屋 利右衛門殿

河江村庄屋 清左衛門殿

奈佐路村庄屋 治兵衛殿

猪爪村庄屋 弥右衛門殿

谷村庄屋 「猪爪、吉谷勉文書」

旗本杉原領、大庄屋任命反対、猪爪、谷、小河江、總百姓、文政九年（一八二六）

「乍」恐奉<sup>ニ</sup>願上<sup>一</sup>口上之覚

一、当六月御書付ヲ以、猪ノ爪村、谷村、小河江村、惣百姓共ハ被<sup>ニ</sup>仰渡<sup>一</sup>候趣ハ、谷村名主太郎兵衛儀、數年御暮方御用銀格別骨折出精相勤候ニ付、大庄屋役被<sup>ニ</sup>仰付<sup>一</sup>候条、万事差図可<sup>レ</sup>請旨奉<sup>ニ</sup>拝見<sup>一</sup>候。

右三ヶ村惣百姓末分小者ニ至まで申聞候處、一同奉<sub>三</sub>申上<sub>一</sub>候は、大庄屋御役之義、今般新法被<sub>三</sub>仰付<sub>二</sub>候得共、古來無<sub>三</sub>其御義<sub>一</sub>、御領分一和治り來り候義ニ御座候。

然ル処御先例ニ無レ之新法之儀被<sub>三</sub>仰付<sub>一</sub>候段、乍<sub>レ</sub>恐畢竟行末不<sub>レ</sub>治之端共可<sub>ニ</sub>相成<sub>一</sub>哉。其訛御上様御暮方御用銀等ニ付、谷村太郎兵衛ニ限り格別骨折と申儀一同承知不<sub>レ</sub>仕、下分相心得候ハ、御上様御儉約御年限中、別而下々質素儉約厚く相守り、村里庄屋年寄共ニおるても相方より之小給たり共辞退仕、壹合壺勺ニ而も御上様へ上納仕、御為ニ相成り候様取計度、常々申居候躰之事ニ御座候。

斯ク奉<sub>三</sub>申上<sub>一</sub>候も恐入候得共、御領分と申候而も、三ヶ村ニ而大郷一村之高ニも及兼候位之御儀、古來之通大庄屋御役無<sub>三</sub>御座候而も、御上様御大切と差心得、平生儉約堅ク相守り、一品ニ而も事少ナニ、耕作出精仕、相互ニ農業相励ミ、山林新開等一鍵たり共開発、御上様御益筋仕、大小之御百姓無<sub>ニ</sub>甲乙<sub>一</sub>御奉公仕候儀、専要と奉<sub>ニ</sub>存候處、新規之義被<sub>ニ</sub>仰出<sub>一</sub>候而は、自然爭論之端差起り、物事多分ニ押移り候時ハ、実躰之農事相忘リ、不用之空事ニ思慮ヲ寄せ候様ニ成行候而は、結句不<sub>レ</sub>治ニも可<sub>レ</sub>及哉、一同歎敷奉<sub>ニ</sub>存候。

依レ之新法之大庄屋役被<sub>ニ</sub>仰出<sub>一</sub>候儀は、御免被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>、御知行所大小之御百姓共、たかぶらず、いばらず、外事ヲ不<sub>レ</sub>顧、御上様御大切ニ、農業出<sub>ニ</sub>精、平等ニ御奉公仕候様、一統奉<sub>ニ</sub>願上<sub>一</sub>候。

文政九年戊八月（一八二六）

御知行所但州氣多郡

小河江村 百姓 二十名連署 連判（略）

猪爪村 百姓 三十八名連署 連判（略）

谷村 百姓 二十七名連署 連判（略）

杉原四郎兵衛様御用人 杉浦長兵衛様」

〔猪爪、吉谷勉文書〕

旗本杉原領谷村、庄屋役任命書（猪爪村、治兵衛宛）弘化二年（一八四五）

〔申渡之覚〕

一、谷村之儀、名主役相治り不<sub>レ</sub>申候趣ニ付、三ヶ年之間は猪爪村治兵衛相預り、万事取行いたし候様に被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候。

一、谷村、日々諸事取計之儀は、庄三郎、元右衛門両人に而相心得、取計可<sub>レ</sub>申候。

一、谷村、年暮之節は、次兵衛、次右衛門兩人龍出、御志納金等、無<sub>レ</sub>御差支様、取計い可<sub>レ</sub>申候。

一、谷村、役給末、貳石五斗、右之内為<sub>レ</sub>「世話」、当分壹石、庄三郎、元右衛門江被<sub>レ</sub>下、壹石五斗は名主給米たるべき事。

一、谷村之分、免角に相治り不<sub>レ</sub>申候趣ニ付、前文之通、被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候。向後は和熟いたし、治り申候様ニ、一  
村相心得可<sub>レ</sub>申候様、御沙汰に候。

右之趣、谷村惣百姓中江可<sub>レ</sub>申渡<sub>レ</sub>候。以上。

弘化二（一八四五）巳年八月九日

杉原 四郎兵衛 内

杉原 伝右衛門 内

太田□兵衛<sup>印</sup>次兵衛 殿  
次右衛門殿

〔猪爪、吉谷勉文書〕

村落支配の形態として、土地が知行（俸禄）として給与される地方知行のやり方があつた。近世の武士は原則として城下町に居住して、領主より俸禄として扶持米<sup>おかだらきよう</sup>を給与されることとなり、地方知行の形態はなくなつてゆくのであるが、出石藩の場合は地方知行が残つてゐる。

『八鹿町史』では、小出家時代の出石藩が地方知行制であったことが紹介されている。しかし、元禄九年（一六九六）に小出家が断絶して後、一旦地方知行はくずれる。宝永三年（一七〇六）に出石領主として受封した仙石家は、それまでの旧封地であった、美濃領、更に信州上田領のいずれの場合も領内に地方知行制をとつていたので、出石領主となつてからも領内で地方知行制を採用する方針であり、小出家時代の地方知行が復活する筈であった。ところが、村割の再配分が早急にできないで手間どつてゐる間に、移封による所替の費用に莫大な出費がかかり、藩の財政が窮迫したため、一応一切の知行は御藏米渡（扶持方渡、俸禄給米渡）とする方法が採用されることとなつた。そしてその後時期をみて地方知行にもどるということであつたがのびのびとなり、約百年程これが中絶した後、寛政十年（一七九八）に再び地方知行が復活している。

ここにその気多郡内の出石領の地方知行の資料がある。

「寛政十年（一七九八）午正月吉日、御公用覚帳

「樹中村」

「三百石以上御知行村割名寄帳

松岡村 青木新五郎 様

国分寺村 荒木頼母 様

道場村 竹村十学 様

比垣村 儀理三太左衛門 様

柄本村 山田八左衛門 様

□□半左衛門 様

荒木頼母 様

谷野忠太夫 様

中西直之進 様

仙石造酒助 様

万場村

栗栖野村 仙石舎人 様

万劫村 青木与惣 様

樹四ヶ村 仙石内蔵介 様

〔竹野町、富森一雄文書〕

これによれば地方知行制の復活により氣多郡内の出石藩領の村々は、広範囲に知行地として知行取の出石藩の家臣にあてがわれたことがわかる。

そして、これらの知行地の村々においては知行附と手当方の二種類の百姓があり、知行附はいわば専属農民であり、手当方の百姓は補充的で知行米の収納不足等の場合に軍夫役等の賦役につき人夫入用高に応じて労役が割当てられた。この知行附の百姓も手当方の百姓も共に高持百姓であり、更にその下に無高の百姓が従属していた。そしてこの高持百姓と無高百姓との間には、広汎に親方子方関係が成立していくのである。（親方子方に關してはあらためて第十一章第二節においてふれる）

『仙石騒動』（宿南保著）によれば、出石藩の家臣団は、知行取、扶持人、小頭以下（足輕）の三つの階層に分れ、家臣総数は文政八年（一八二五）當時四百八名、その中で知行高千七百石の家老荒木玄蕃を筆頭に知行取の武士は百三十四人おり、その中で二百石取以上の武士は三十人いる。そして扶持人の階層には知行地や百姓はあてがわれず、一人扶持一石八斗の単位の蔵米が支給されたが、知行取の階層には形式的に地方知行が行われており、知行地をあてがうと同時に、知行附と手当方の二種類の百姓もつけられていたといふ。

文化五年（一八〇八）に七十石の禄高を与えられていた出石藩の中村喜左衛門という武士は、氣多郡引野村に三十二石、同郡松岡村に十七石、美含郡須谷村に二十一石の知行地をあてがわれ、三カ村合計で知行附百姓四人、手当方百姓十二人がおり、手当方百姓のうち三人は無高であった。しかし、年貢の徵収や百姓の支配は直接中村喜左衛門が行わず、代官にまかせられていたという。（『仙石騒動』二五・二六頁）

村方役人の給料

村方役人に對する給料はどのように支払われたのであらうか。

米が支払われた。明細帳には次のような資料がある。

村高百石に付米三斗……頃垣村、柄本村（宝永三年、一七〇六）。

二）、殿村（文政十三年、一八三〇）、柄本村（天保九年、一八三八）。

そのほか、庄屋に対する特權としては、例えば、「高二十九石の役を免ず。但し筆墨を右の内にて相勤め」（野村、宝暦十年、一七六〇）「半紙料二十五匁相渡し」（殿村、文政十三年、一八三〇）といったような給与が附加されることもあった。

年寄給、組頭給になると、支給されない例が多い。（頃垣村、柄本村、宝永三年、一七〇六）、（殿村、文政十三年、一八三〇）。

しかし、庄屋給と同じく百分の一給の村（伊福村、明和九年、一七七二）もあり、或は「年寄給、一人、高十石の免を免ず」（野村、宝暦十年、一七六〇）というように、年貢の納入の免除を定めた例もある。

そのほかにも、いろいろ村の仕事を担当する者に、次のような給料が支払われている例がみられる。

定使給……定使は、荷物や通達回状、手紙の配達、連絡などの小使として、非常に重要な役割を果していった。村高百石に付、米一斗五升……頃垣村（宝永三年、一七〇六）柄本村（宝永三年、一七〇六、天保九年、一八三五）

小夫給……「一人、米一石」（野村、宝暦十年、一七六〇）

「定役一人、給米五斗五升、百姓より出し申候」（殿村、文政十三年、一八三〇）

又、次のような給料を支払った例もある。

渡し守番給……米三石

山番給……米一石

稻番給……米一石

肝煎給……米一石五斗

（伊福村、明和九年、一七七二）

**武家奉公人** 村のなかから、武家の奉公人として、男や女が奉公に上ったことが知られる次のような宝永三年（一七〇六）の資料があるので全文をのせておく。出石御城下の御家中奉公人の給銀の規定である。当時の農村は、このような面からも、幕藩体制を支える役割を負わされていたのであつた。

「御家中奉公人男女給銀御定覚

一、男、壱年居、中奉公人 六十目（匁）

上奉公人 八十目（匁） 峰<sup>マツ</sup>

髪月代<sup>さかづき</sup>いたし候者も右之内たるべし

一、勝手品、道具持等ハ、主人之心次第たるべし。

一、江戸へ召連候へバ、何も二十目（匁）まし。

一、女、半年居、中奉公人十五匁

夏居、上奉公人二十匁

物縫、又ハ手ニ所作有レ之女も、右之内たるべし。

冬居、中奉公人十七匁

上奉公人二十三匁、峠

一、初奉公人、亦ハ居懸り留候而、召仕候者ハ、主人之可レ為ニ相対次第一事。

戌（宝永三年、一七〇六）九月朔日

〔竹野町、富森一雄文書〕

### 法度五人組帳

近世の村々の住民を支配した法体系、道徳体系を最もよく示している文書は「法度五人組帳」（御仕置五人組帳などともいう。）である。それは幕藩体制の権力支配秩序のイデオロギー体系を示すものであり、当時の百姓に対し、上から与えられた封建的憲法であり、刑法であり、民法であり、近世的村落秩序、封建的家族制度の行政規範であり、生活規範であり、宗教規範であり、修身道徳教科書でもあつた。そしてそれは、個人の自由を圧殺し、五人組連帶や、村中全員の全村民連帶の責任制度を採用して、庄屋、年寄、五人組と惣百姓のそれぞれの守るべき事柄や手続を細かく入念に規定した。その内容は例えば、キリストン宗門改め、田畠永代売買禁止、五人組連帶責任、年貢納入義務、火災取

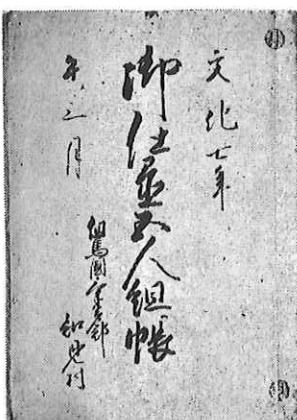


写真125 御仕置五人組帳  
(溝尻幸三蔵)

締、公儀諸普請、公事訴訟出入取締、酒造統制、衣服食物制限、冠婚葬祭取締、盜賊浮浪人取締、役人わいろ禁止、そのほか非常に広汎な分野にわたり実にこまごまと規定されている。

この御法度書は、村々の庄屋に交付され、一年の間、五箇旬（正月元日、三月三日、五月五日、七月七日、九月九日）、月待、日待、寄合などの節は必ず庄屋年寄惣百姓が集まり、

庄屋から委細を読み聞かせ、覚えさせなければならぬとされたが、そのとおり完全に励行されたともいえず、どの村にも全く同文の御法度があつたというわけでもなく、又、時期によつてもその内容に精粗繁簡があつた。

ここでは、わが町内において、最も詳細完全に残っている元禄九年（一六九六）のものを、なるべく読み易く読み下して全文紹介しておくこととする。これは元禄期における生野代官所支配に入った村々における法度五人組帳として渡されたものであり、この時期における在郷農村社会生活の断面を反映していると同時に、前代の集成でもあり後代の基準ともなつてゐるもので興味深い。この本文は全部で五十一の項目より成つてゐるが、これより多い項目のものもあつたし、少ない項目のものも行われたのであつた。

「但州村々 法度五人組帳」

太吉郎」

「一、前々仰せ出だされ候御條目、御法度御制札の趣、堅く相守り、公儀を重んじ奉り、百姓の家業専らにこれを励むべし。相背くに於ては重科申し付くべき事。  
一、御忠節の儀は勿論、公儀御為に罷り成るべき事候はば、早速申し出づべし。少しの事たりと雖、差し控うべからざる事。

一、切支丹宗門の儀、前々より御改の通、愈々御停止たり。何者によらず、村中の男女、一々相改め、下人差し置き候節は、旦那寺より寺請状これを取り、召抱うべし。少しなり共まぎらわしき者候はば、早速申出づべし。吟味の上、御定めの御ほうび之に下さるべし。もし隠し置き、他所より顯わるるに於ては、庄屋年寄五人組、曲事たるべく候。これ以前にころび候類族これあるに於ては、是又申し出づべき事。

附けたり、布施不受法花宗ふせふじゅほつけいしゆうこれあらば、申し出づべき事。

一、高札こうさつこれある通り、捨て馬てきばいよいよ仕るまじく候。惣じて銅置かいでおきの生類じょうるいは捨て申すまじく候。病牛、馬、犬これあらば、持主の儀は勿論、五人組心を合せ、随分養生を致し、もし死に候はば、庄屋方へ相断り、差図を得べき事。

附けたり、惣じて生類あわれみ申すべく候。度々御書付、出し候通り、獵師の外、無益むえきの殺生せつしょう仕るまじく候。尤も作場にみだりに牛馬はなし申すまじく候事。

一、新地寺社の儀、いよいよ御停止たり。いよいよ其の旨相守り、之ある少しの寺社、構ひも仕るまじき事。

一、にせ薬、御停止たり。いよいよ其の旨相守り、にせ薬の儀は申すに及ばず、分明ならざる薬商売は仕る事。

まじき事。

一、田畠永代売の儀は、堅く御停止、ならびに田畠質に入れ、御年貢役など、地主方より相勤め候儀仕るまじき事。

一、庄屋年寄の儀、此度、村々組合申し渡し候間、末々百姓も右組合村々は、今より以後は同様に存じ、万事出入なく申し合わすべく候。庄屋年寄も向後は組合の儀は一村同じこころに存じ、自分自分の村にひいきなく、双方互いに取りもつ筈に候條、末々の百姓まで其の心得あるべき事。

附けたり、庄屋年寄の儀は、先達て申し渡し置きし趣、いよいよ堅く相守るべき事。

一、五人組の儀、家並びより次第に五軒づつ組み合い、五人に一人づつ筆頭を立て、互に諸事吟味仕り、耕作に精を出し、公用を大切に相勤め、父母に孝を尽し、下人は主人に隨い、兄弟したしく、夫婦は作法を取乱さず、なかんづく能く朋友の実を正し、老たるを敬まい、物ごと頼もしく順路に仕るべし。不孝の者これ在らば、意見を加うべし。用いざる者これ有らば、訴え来るべし。勝れて公用勤め、耕作を大切に仕り、わけて孝を尽す者これ有らば申し出づべし。且又、老いて子もなく、幼少にて両親に離れ、或いは後家になり、或いはかたわになり長わざらい致し、或いは不慮の難に逢い、よんどころなく身上を潰し、立ち難きもの之あらば、一類は申すに及ばず、庄屋年寄五人組心を合せ、引き立て申すべき事。附けたり、捨子いたし候儀、御禁たり。もし遺子これあり、養育なり難きわけこれあり候は、註進申すべき事。

一、御年貢免状、出で候はば、村中大小の百姓ならびに出作の者まで残らず出合い、私曲なく免割を致し、毎歳、納帳に記し、納手形を取り、以来、出入これ無き様に仕るべし。勿論百姓残らず立合い、相違なき

段、連判仕るべし。居村の諸色入用、小遣の儀、惣百姓立合い、吟味をいたし、銘々小帳に記し、是又連判をいたし、帳面此方にも差上げ、庄屋手前にも所持仕るべし。無益の懸け物これあるに於ては、きっと申し付くべき事。

附けたり、御年貢の皆済かいいさいこれ無き以前、私用のため米錢貸し借り仕るまじく候。もつとも諸勧進かんじん（寄附）かたく停止すべき事。

一、御年貢引き負い、かけ落ち致すべき体の者これあらば、早速申し出づべし。不吟味を致し置き、御年貢滯るに於ては、その五人組は申すに及ばず、庄屋年寄おち度たるべき事。

一、御年貢米、大豆の外、銀納の儀、前々定めの通り、相心得べし。米銀、小物成などに至るまで、収納定期の節、遅滞に及ぶ者これあるに於ては、きっと申し付くべき事。

一、御年貢米は、郷藏ごうざうへ納め置き候内は、村中のもの番仕り、もしその村の内に火事出来候はば、早速かけつけ、郷藏の火を防ぎ申すべく候。もし油断せしめ、かけつけざるものこれあらば、吟味の上、きっと曲事に申し付くべく候。郷藏へ入れ置き候御米に、自然火事、盜人、その外いか様の損失これある共、村中むらなかの者に弁ぜしむべき事。

附けたり、惣じて村々火の用心は、常々心を付け、火事これなき様に念を入れるべし。自然火を出し候はば、村中残らず出合い、類火これなき様に仕るべし。かつ又、夜討強盜なこれあらば、鳴を立て、早速出合い、これを捕うべし。もし出合わざる者は曲事たるべき事。

一、郷藏へ、御米、大豆、入れ置き候はば、庄屋年寄立合い、あいふう相封をいたし置き、出し候節も立合い、封を

切り申すべく候。一人出し入れをなすは停止の事。

一、生野御藏納の儀、いよいよ急入れ申すべく候。せん達て申し渡し置き候趣、その意を得べき事。

一、この御運上物の外、何にても談合の望みの儀これあらば、願い申し来るべし。吟味の上申し付くべき事。

一、かくし田畠の儀は申すに及ばず、永荒場起返り、ならびに新田畠開発これあらば、委細帳面に記し、申し来るべし。もし隠し置き、後日に顯るるに於ては、庄屋年寄おち度たるべき事。

附けたり、新田畠になるべき所これあらば、少しの所なりとも申し出づべし。吟味の上、申し付くべき事。

一、小高持の百姓は勿論、大高持の百姓たりと雖、田地みだりに分譲すべからず。惣領（長男）一人にこれを譲るべし。もし分け候思（考え）の叶わざる子細（やむにやまれぬわけ）これあらば、下知をうくべき事。

附けたり、田畠を質物に入れ候儀これあらば、其の方庄屋へ相ことわり、同道にて手代ども方まで申し訴へ、差図を得べき事。

一、堤、川除、堀、溜池など、小破の時に修理仕るべし。油断せしめ、大破に及ばばおち度たるべし。修理の節、人足などに出でかねるものこれあらば、曲事たるべし。御普請場の儀、日損の村は用水井堀、水損の場は落し堀水はきに、精を入れ仕るべし。自力に及ばざる所候はば、早速申し来るべし。見分の上これに申し付くべし。ならびに道の場（場所）のより悪しき所々、常々油断なくこしらへ、往来の者の迷惑ならざる

様に仕るべく候事。

一、川筋の村々、洪水にて、堤、川除、危く相見え候はば、村中は勿論、近在の村よりも出合い、川除、切  
れざる様に水を除き申すべき事。

附けたり、御普請につき、公儀より下され候人足扶持、その外入用の米銀、割りつけの儀、庄屋年寄惣百姓立合い、甲乙なく割り取りの帳面に連判いたし、以来出入（でいり）これなき様に仕るべく候。忽じて勘定の儀、継ぎ合せに仕るまじく候。かつ又、川除入用に遣わし候竹木、つらつら村々にて心掛け置き申すべき事。

一、用水堀その他、何事によらず、あり來りの道をせばめ申すまじく候。もし相そむき候は、其の者は申すに及ばず、庄屋五人組までおち度たるべき事。

一、庄屋年寄は、その村々の頭と同じ意に候。たとい身上<sup>しんじょう</sup>軽き者にてもあれど、頭が申し付ければ御用に違背仕るまじく候。然りと雖、非儀の仕形これあるに於ては、申し出づべし。双方吟味の上、その沙汰あるべき事。

一、他領、他村と野山境、井堀などの出入<sup>でいり</sup>これあるとも、百姓に似合わず、弓、鉄砲、鎧、長刀、脇指、持ち出す事かたく御停止たり。もつとも打合<sup>あつあわ</sup>い仕るまじく候。一村の内、諍論は猶又右のとおりに候。公事訴訟出入の儀、庄屋年寄取扱いものの了簡にまかせ、諸事これに堪忍<sup>かんにん</sup>を加うべし。筋目立ち候儀を承引仕らず、我を立て、或いは一味同心荷<sup>ひらふ</sup>仕<sup>しな</sup>り、非道の公事を取結ぶに於ては、曲事たるべき事。

附けたり、庄屋年寄は勿論、惣百姓相互にえこひいきなく、取りもち申すべきこと。

一、酒造の儀、前々より造り来り候米石高の外、これを造るべからず。勿論新酒屋は停止の事。

附けたり、本田畑にたばこ作り候儀、御停止なり。助成罷り成る雑穀は随分作るべき事。

一、百姓身持の儀、諸事おごりたる儀仕らず美麗の家作は一切無用たるべし。衣類は前々より御法度のとおり、紫紅梅ぞめの類用うべからず、庄屋は絹つむぎ、小百姓は布木綿の外、これを着るべからざる事。

附けたり、食物の儀は、不斷雑穀を用い、つらつら身体成りたち候様に仕るべく候。諸事善惡の儀とも、五人組出会い、相互に取りもち、談合いたすべき事。

一、むこと取よめ取の儀、不似合なる結構は仕らず、祝儀の振舞は軽くいたし、大酒をいたたず、もつとも水あびせ仕るまじき事。

附けたり、乗物に乗り候事は停止の事。

一、身代ならずといふ共、娘など遊女奉公に出すまじく候。もつとも右の肝いり、証人などにも立ち申すまじく候事。

附けたり、妻子永代奉公、下人又奉公は、いよいよ停止の事。

一、妻子求め候事は、両親の差図に従い、父母なき者は一類五人組の内にて相談を合せ、障りなき様に仕り、右の通りに相用いず、人の娘あるいは後家などに理不尽の儀仕り、出入に於ては曲事たるべき事。

一、人請ならびに諸請合の儀、よんどころなき子細しきこれあらば、吟味の上これを請負うべし。もつとも筋目なき儀、請合うべからざる事。

附けたり、賃借質物など、金銀貸し借り請証文これなきに於ては、一切用ふべからざる事。

一、衣類道具ならびに牛馬売買仕り候はば、よく吟味をとげ、手形取りかわし、五人組へ相ことわり、売買仕るべし。下值に候とて、たしかならざる物をとのへ、後日に出入出来候はば、その五人組は曲事たるべき事。

一、牢人ろうじんみだりに差し置くべからず。たしかなる者にて、よんどころなき子細しきこれあらば、庄屋年寄しょうやねんきへ相ことわり、その上註進じゆしんをいたし候て、指図うけ差し置くべし。惚じてその所に出生せし者たりと雖、何の家職もなく渡世とせいをいたす族やからこれあらば、様子見とどけ申し出しゆつすべし。もし隠し置き、後日に悪事出来候はば、その五人組は申すに及ばず、庄屋年寄のおち度しきたるべき事。

一、ばくち、惚じてかけの諸勝負、堅く停止せしめ候。もし違犯やが。これあらば、後日に相きこえ候とも曲事たるべき事。宿仕り候者は別して重科たるべき事。

附けたり、よろず見せ物類ならびに遊女野郎などのあそび物、一切差し置くべからざる事。

一、ゆくえ知れざる者は申すに及ばず、その外、不審なるもの一切宿かすべからず。惚じて堂・宮・野・山・原などにも滞留仕るものこれあるや、常々心をつけ、もし左様のもの見とどけ候はば、庄屋年寄へ訴へ、その所に差し置く様に仕るべき事。

附けたり、何者によらず、もし途中に於て相わざらい候は、その村ぢちゅうう寄り合い養生を致し、正気づき候はば、出所をうけたまわり、とどけ先へ申し通し、迎えの者よび寄せ候て相渡し候。もし養生かなわず、相果て候はば、庄屋年寄立ち合い、衣類道具を相改め、その趣、下知を得べき事。

一、かけおち者、郷中ごうちゅうへ参り候は押さえ置き、もし先より構いこれあり付け届け候は、その者取り逃がさざ

る様仕り置き、註進いたすべし。惣じて他所より立ち退き参り候は、あるいは手負い又は追放者、少しの間も差し置くべからざる事。

一、村々にて盜賊、悪党、何事によらず不義を企つる者これあるに於ては、早々註進すべし。もし表向きより申し來り、彼の者あだをなす義、迷惑に存する族候は、内證にてひそかに申し来るべし。その品により公儀へ申し上げ、ごほうび下され候か、又は訳により自分よりごほうびをとらすべき事。

一、金銀の儀は申すに及ばず、往還（往来道路）において何によらずひろい候ものこれあらば、隠し置かず、庄屋年寄へ相ことわり、早速註進いたし下知を得べき事。

附けたり、軽き物にて、主出で、相渡し候節は、手形を取り、相戻す事。

一、庄屋年寄印判は大切に所持仕るべし。もし紛失いたし候か、替り申し候は、その段下知を得べき事。

附けたり、惣じて印判を預け預かり仕るまじき事。

一、村々ありきたりの祭礼たりといふ共、その節の下知を得て執行すべし。新規の祭礼は仕るまじく候。ならびに当分の神送りにても他所へ送り出し申さず、他所より送り来るとも、請け取り申すまじき事。

附けたり、神事仏事執行の儀は随分軽く仕るべき事。

一、公用は格別、私用にて寄り合い候節は、入用の儀、村ぢゅうへ割り掛けず、その寄り合の面々はからい、まかないをなすべき事。

附けたり、市、町へ罷り出で、みだりに酒のみ申すまじく候。酒に酔い、狼藉なることしでかし候は、理非を論せず、曲事申し付くべき事。

一、御用にて諸色申し付けの儀は、時日を違はず、きっと相勤むべし。村つぎの廻状は、昼夜、雨風をかぎらず、相とどけ申すべく候。油断仕り、延引せしむるに於ては曲事たるべき事。

附けたり、村次ぎの儀、その村々にて判形をいたし、村送り仕るべく候事。

一、御用の儀申し來り候は、遅滞なく取り次ぎ候様に申し付け置き候間、在々より直ちに屋舗へ参るべし。罷り帰り候節も、無用の者町へ逗留仕るまじき事。

附けたり、向後、訴訟ごと申し來りごと候は、庄屋同道仕るべし。もし庄屋同道障る儀候は、格別たるべき事。

一、養子ならびに諸式遺言の儀、存生の内、諸親類相談の上、死後の出入これなき様に沙汰仕るべき事。

一、他所へ奉仕に出し候もの、毎年、宗旨改めの人別帳に記し、これを出すべし。その他、他所へ縁に参り候ものも、一両日逗留仕る事候はば、その五人組にことわるべし。五日も逗留致すに於ては、庄屋年寄への旨相断るべき事。

一、侍だちの者たりといふとも、田地づくり百姓仲間へ入り候は、諸事百姓と同前たるべし。かつ又、近國の諸大名衆の家来、ゆきがかりの侍ぢゅうへ慮外仕るまじき事。

一、手代ならびに役人の申し付け候御用の儀は、相違なく相勤むべし。もし違背の族これあらば、僉儀の上にてきっと申すべき事。

附けたり、手代役人の申し付けし儀に、もし非道なる事候はば申し来るべし。無沙汰いたし置き、後日に批判仕り候もの候はば、次第を聞くに及びてきっと申し付くべく候事。

一、御用に付き、手代役人が村々へ罷り越し候節、米、塩、味噌の義、所の相場にて代銀これを請け取るべし。野菜、薪の外、所にこれなきもの調へ出し申しすまじく候。もつとも一汁一菜たるべし。忽じて馳走がましき儀仕るまじき事。

一、手代役人ならびに召しつかいの者どもまで、金銀米錢衣類諸道具などは申すに及ばず、少しの物なりとも、音物（いんもつ）（わいろ）仕るまじく候。もしこの旨に違背仕り候はば、後日に相聞こえ候とも、双方曲事申し付くべき事。

附けたり、右の者共、村々に於て押買、押売、金銀米錢貸借は堅く停止たるの間、その心得仕るべし。もし右の仕置きに相そむき候は、次第を聞くに及び、他村のものたりといふ共、訴へ来るべし。しかし程すぎ、証拠もこれなき儀に申し来る分は取り上げず候事。

一、手代役人の召しつかい村々へ罷り出で、金銀米錢借用の儀申しあげ候とも、又は我等申し付け候などと申しあげ候とも、我等印形の書き物これなく候はば、これを用ふべからざる事。

附けたり、召しつかいの者村々へ罷りいで、もし宿借り、村送りの人馬の儀、申しあげ候とも、我等印形の書き物これなく候はば用うべからざる事。

一、御口米の定めは、前々のごとく米一石につき三升宛の筈なり。この外に我等入用のよしにて、少しの物なりとも出し候様にと申す者これあり候はば訴へ来るべき事。

一、我等申し付けの儀にも非分の儀これあるか、百姓の痛みに罷りなる事候はば、遠慮なく訴へ来るべし。再応吟味の上、宜しき様に申し付くべき事。

一、我等申し渡せし法度書の儀、いつとても庄屋ども方まで相渡すべく候。庄屋年寄惣百姓と宛所に至るまで委細読み聞かせ、これを相守るべし。人々御仕置の趣、覚え申すために候間、五節句、月待、日待、寄合い、の節、必ず読みきかせ、御仕置相背かざる様に仕るべし。もし少しなりとも違背致すに於てはきっと曲事に申しつくべき者なり。

元禄九年（一六九六）子十月

秋山七郎左衛門（生野代官）

但州氣多郡美含郡庄屋年寄惣百姓

〔知見区文書〕

